



..... 国際ロータリー第2660地区 ■吹田江坂ロータリークラブ.....

# SUITA ESAKA ROTARY CLUB

## CLUB WEEKLY BULLETIN

創立年月日 / 1990.2.27  
 事務所 / 〒564-0063 吹田市江坂町1丁目23番101号(大同生命江坂ビル12F)  
 TEL06(6821)0222 FAX06(6821)0206 E-mail:esaka-rc@lake.ocn.ne.jp

例会場 / 新大阪江坂 東急イン・3F 〒564-0051 吹田市豊津町9番6号 TEL06(6338)0109 例会日 / 毎週火曜日 12:30~13:30  
 会長:寺井正昭 幹事:成松重人 会報委員長:田中弘

### 2013年4月23日 第1087回例会(第1086号)

#### 本日の例会

今週の歌 「四つのテスト」

卓話 「慢性肝臓病」

田畑 勉 会員

#### 次回例会のお知らせ(5月7日)

卓話

「私のロータリーへの思い」

矢野 克吉 ガバナー補佐

「ロータリーの心」

井上 義信 ガバナー補佐エレクト

#### 前回〔4月16日〕例会記録

来客

柳田 一行 君(東京恵比寿)

#### 会長の時間 寺井 会長

この4月14日の日曜日に当クラブの第1回ハイキング同好会に参加してきました。同好会幹事の西本さんが、初回という事もあり初心者向けの比較的楽なコースを選択していただきました。行先は能勢の『妙見山』です。妙見口駅から午前10時ごろのスタートで8.5kmの初谷溪谷コース約2時間で登りました。ハイキングコースと舐めてかかっていたが、かなりきつい登山道で運動不足の私にはハードなコースでした。下りは違うコースで降りる予定でしたが、先導者の不手際もあり、同じコースを降りてきました。当日は天候も良く気持ちの良い健康的な1日を過ごすことが出来ました。

『妙見山』は標高660.1mの低い山です。日本一高い山はご存じの様に『富士山』で標高3,776mです。山の高さはふもとからでなく、海面からの高さ

で測り『標高』または『海拔』といいます。それでは日本一低い山はどこにあるかご存知でしょうか？日本一低い山で有名なのは、標高4.53mの大阪にある『天保山』です。この山は江戸時代に安治川の浚渫した土で造成された人工の山です。では日本一低い自然の山はどこにあるかご存知でしょうか？それは四国の徳島にある標高6.1mの『弁天山』です。その山裾の鳥居をくぐり、参道を登ること十数秒で山頂にたどり着きます。山頂には小さな巖島神社があり、山頂は10人も登れば立錐の余地がないほどの小さい山です。ところがこの日本一低い自然の山が意外と登山家の人気を集めているとのこと。それは、日本の最高峰・富士山の登頂と前後して登り、最高と最低をワンセットで踏破する登山家とか、遭難ゼロの縁起が良い山としてフル装備で登る登山家が多いそうです。

余談ですが、ハイキングできつい思いをして山頂にたどり着き、昼食と共に飲んだビールと、帰りに十三の銭湯で汗を流し、その後反省会で飲んだビールの味は最高でした。次のハイキングにはより多くの参加を期待しております。

#### 出席報告 新井 委員長

##### 【4月16日】

在籍会員 36名(内出席規定適用免除者 10名)

出席会員 26名(内出席規定適用免除者 6名)

ホームクラブ出席率 81.25%

3月26日のMUを含む出席率 93.75%

#### 関西大学RAC例会出席担当

Aグループ 山崎、東、堀田、北山、長島、  
田中(茂)、渡辺各会員

5月13日(月)・27日(月)

会場：関西大学千里山キャンパス  
中央体育館 図書資料室

時間：19:00~20:00

## 幹事報告

成松幹事

先週(4/9)の幹事報告およびニコニコ箱コメントの訂正

(誤)新発田ロータリークラブの松田様

(正)新発田城南ロータリークラブの松田様

## ニコニコ箱

東 会 員 前回欠席のおわびと本日の卓話よろしく。

木 元 会 員 先に帰ります。

大 井 会 員 三男智志が簿記検定1級に合格しました。18歳です。8月から税理士試験にチャレンジします。

田中(弘)会員 家内へのパースディケーキ有難うございます。又前回欠席失礼いたしました。

本日分 19,000円

累 計 1,131,000円

## 卓 話

「平成25年度税制改正のポイント」

東 秀 夫 会 員

### 1. 法人税

#### イ. 所得拡大促進税制の新設

給与増額分の10% (中小企業等は20%)の税額控除の新設: 13年度から3年間

#### ロ. 雇用促進税制の拡充

雇用1人増で40万円の税額控除: 13年度からで現在20万を増額

#### ハ. 設備投資促進税制の新設

投資額30%の前倒し償却が、3%の税額控除: 13年度から2年間

#### ニ. 研究開発税制の拡充

税額控除の上限30%: 13年度から2年間上限20%を拡充

#### ホ. 中小企業の「交際費」の損金算入限度額の拡充

800万円まで全額損金算入: 13年度から600万円(10%否認)を増額

### 2. 所得税

#### イ. 税率構造の見直しと最高税率アップ

15年1月より現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得4,000万円超について、45%の税率を創設

#### ロ. 日本版ISAの新設

14年1月より10年間、500万円の非課税投資を可能とする日本版ISA(非課税口座内少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)の新設

#### ハ. 住宅ローン減税の延長・拡充

14年1月から17年12月まで4年間延長し、14年4月から取得した認定住宅は最大控除額を500万円に、それ以外の住宅は400万円に拡充

#### 3. 消費税

##### 税率アップ

14年4月から5%が8%に、15年10月から10%にアップ

#### 4. 資産税

#### イ. 相続税の基礎控除の縮小と最高税率アップ及び税率構造の見直し

15年1月より相続税の基礎控除について、「3,000万円+600万円×法定相続人数」に引下げ、最高税率を55%に上げるとともに、税率構造を現行6段階から8段階に見直し

#### ロ. 贈与税の最高税率アップ及び税率構造の見直し

15年1月より最高税率を相続税の最高税率に合わせる一方で、子や孫等が受贈者となる場合の税率構造を緩和する見直し

#### ハ. 小規模宅地特例の拡充

15年1月より居住用宅地の適用対象面積の上限を330㎡(現行240㎡)に拡大するとともに、居住用宅地と事業用宅地(貸付事業除く)400㎡の完全併用する場合の適用を拡大

また、構造上区分のある二世帯住宅の敷地や、老人ホームに入所したことにより居住の用に供さなくなった敷地について適用条件の緩和

#### ニ. 相続時精算課税制度の対象拡大

15年1月より贈与者の年齢要件を65歳以上から60歳以上に引下げ、受贈者に孫を加える

#### ホ. 事業承継税制の要件緩和

15年1月より非上場株式等に係る相続税等の納税猶予制度について、適用要件の緩和(雇用確保要件の緩和等)、負担の軽減(利子税の引下げ等)、手続きの簡素化(事前確認の廃止等)など、制度の使い勝手を高める緩和

#### ヘ. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

13年4月より15年12月31日までの3年間の措置として、子や孫に対する教育資金の一括贈与に係る贈与税について、子や孫ごとに1,500万円までを非課税とする措置の創設

~~~~~  
ハイキング同好会報告は、紙面の都合により、次回に掲載します。